

北九州市監査公表第15号

令和7年11月17日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	梅	田	久	和
同	鷹	木	研	一 郎
同	大久保	無	我	

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

1 監査の種類

定期監査

2 措置を講じた局等

八幡西区役所

八幡東区役所

3 監査の期間

令和6年11月7日から令和7年5月22日まで

4 監査公表の時期

令和7年7月29日（令和7年監査公表第8号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
ア 支出事務 (ア) <u>備品購入手続きについて</u> (八幡西区役所コミュニティ支援課) 八幡西区コミュニティ支援課が執行した令和5年度の市民センターの備品購入にあたり、技術監理局契約課において入札により一括して契約すべきものを、市民センターごとに発注を分割して担当課で契約していた。 その結果、1者からの見積りにより担当課で契約できる随意契約となり、価格面での競争性が確保されていなかった。 市副市長以下専決規程及び市区長以下専決規程では、備品の調達に係る契約について、契約金額が10万円を超え500万円以下の場合、契約決裁権者は契約課長と定められている。 また、市予算規則では、最少の経費をもって最大の効果をあげるよう計画的かつ効率的に執行しなければならないとされている。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘を受けて、令和6年2月から、月1回開催の市民センター館長会議やブロック会議等を通じて各市民センターの備品の要望を把握することとし、係長と職員が連携・確認のうえ同じ備品をまとめて発注できるよう処理方法を見直した。 今後同様の間違いが生じないように、見直した点について業務マニュアルの変更を行い、令和6年3月11日に実施した事務改善会議で、業務マニュアルの変更内容を課内に周知徹底した。

監 査 の 結 果	措 置 状 況
イ 契約事務 (ア) <u>契約事務について</u> (八幡東区役所まちづくり整備課) 八幡東区まちづくり整備課が執行した令和５年度皿倉簡易専用水道維持管理業務委託（受水槽）にかかる指名競争入札手続きにおいて、１回目の入札で落札となるべき同価の入札をした者が２者あったが、くじによることなく、２者を対象として再度入札を行い、落札者及び落札金額を決定していた。 この結果、落札者に対して、本来契約金額とすべき１回目の入札金額を下回る金額で契約を締結させるとともに、２回目の入札で落札できなかった者に対しても、くじにより、１回目の入札金額で契約できる機会があったにもかかわらず、２回目の入札を行うことで、その機会を喪失させていた。 さらに、指名競争入札の手続きに誤りがあったことを把握した後も、技術監理局に協議することなく、放置していた。 指名競争入札については、地方自治法施行令等の諸規定において、事務手順等が定められている。 適正な事務処理をされたい。	今回の指摘事項については、令和６年１２月の実査時に指摘を受けた後、直ちに課内で共有し、業務委託契約事務の手引き等、契約に関する事務手順を再確認するよう注意喚起を行った。 また、委託契約等の入札にあたっては予定価格を下回る同価の入札があった場合の対応について、入札時に使用する入札の執行の手順書に加筆し、課内共有した。 さらに、監査の結果を受け、令和７年５月２８日及び６月２６日に開催した事務改善会議において、監査結果の内容について、適正な事務処理を行うよう改めて周知・徹底を図った。 また、契約に係る誤りを把握した際には、速やかに技術監理局や総務企画課に報告し適切な対応をとることを確認した。 なお、区役所全体の取組みとして、令和７年６月３日に開催した八幡東区役所幹部会において今回の指摘事項を周知し、入札時の適正な執行を徹底するとともに、各所属において適正な事務処理のルールの確認等を行うこととした。